

学位研究 第11号 平成11年12月 (論文)

[学位授与機構研究紀要]

## フランスにおける学位取得と学習成果の認定の多様性について

Obtaining of Academic Degrees and Various Aspects of the Recognition of Study  
in France

大嶋 誠

Makoto OHSHIMA

*Research in Academic Degrees*, No. 11 (December, 1999) [the article]

The Journal of National Institution for Academic Degrees

|   |    |
|---|----|
| はじめに .....                                  | 57 |
| 1 フランスにおける学位制度 .....                        | 58 |
| (1) フランスの大学における学位授与 .....                   | 58 |
| (2) 学位の種類と交付 .....                          | 58 |
| (3) 学位取得と「単位制度」 .....                       | 58 |
| 2 他教育機関での学習成果の認定 .....                      | 60 |
| (1) 転学 .....                                | 60 |
| (2) 外国大学での学習成果の認定 .....                     | 63 |
| (3) 私立高等教育機関，大学付設機関，その他の教育機関での学習成果の認定 ..... | 64 |
| 3 職業経験等にもとづく学習成果の認定 .....                   | 65 |
| (1) 概観 .....                                | 65 |
| (2) 職業経験にもとづく学位取得要件の一部免除 .....              | 67 |
| (3) 職業経験等にもとづく学習認定の申請資格等 .....              | 67 |
| (4) 学習認定の可否の審査と決定 .....                     | 68 |
| むすび .....                                   | 68 |
| ABSTRACT .....                              | 71 |

# フランスにおける学位取得と学習成果の認定の多様性について

大嶋 誠\*

## はじめに

高等教育の「大衆化」と「多様化」、さらには生涯学習社会の飛躍的な進展にともなって、学位制度のあらたな構築が社会的要請となっている。そうした要請に応える動きの一つとして「単位累積加算制度」が注目されている。大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－』（平成10年10月26日）においても、「単位累積加算制度」の創設を検討することが答申されている（第2章「大学の個性化を目指す改革方策」2 教育研究システムの柔構造化－大学の自立性の確保－（1）多様な学習需要に対応する柔軟化・弾力化－学生の主体的学習意欲とその成果の積極的評価－）。

ところで、単位累積加算制度を大学審議会答申は「複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学士の学位を授与する制度」と定義づけているが、その制度の内実は、館昭氏が「単位累積加算制度研究会」において指摘した以下の要素を包摂するものと考えられる。

- －当該大学外での学習を単位認定して卒業要件、すなわち学位授与要件として組み込んでいること。
- －この単位認定には他の大学での修得単位の他に大学外での学習をも含んでいること。
- －時間的には断絶を含む長期の単位修得を認めていること。
- －教育と評価の両方を実施する大学の他に評価のみを実施する機関を置いていること。

このように、「単位累積加算制度」は、学位取得に必要とされる学習とその評価を「固定的」に考えるのではなく、多様な機会と機関での学習と多様な学習形態、そして多様な学習認定方法を「柔軟」に容認し、社会的要請に応えようとするものであると理解されるであろう。

本稿の目的は、こうした観点を射程に取り込みながら、フランス高等教育の二つの学位、リサンス (licence) 課程、メトリーズ (maîtrise) 課程－それらは、わが国の学士課程、博士前期課程 (修士課程) に対応する－を主な対象として、それらの学位取得にさいして、他教育機関における学習成果ないし学外学習の成果を認定し、それを学位取得に算入することが可能であるのか、そうであるとすれば、いかなる条件の下で、いかなる手続きを踏んで行われているのか等を考察するものである。この考察を通して、われわれは、高等教育の大衆化をはじめとする問題に取り組むフランスの高等教育制度の一側面を理解することができるであろう。

---

\* 大分大学教育福祉科学部 教授

## 1 フランスにおける学位制度

### (1) フランスの大学における学位授与

まず、フランスの学位制度について概観することからはじめよう。フランスでは、国家が大学の授与する学位 [grades ou titres universitaires] の認可権を独占すると法に明記されている（法 No. 84-52 第17項 1984年1月26日）。ここに明らかなように、フランスにおいては、国家が学位の授与を集権的に管理している。この学位は「国家認定学位」（Diplômes nationaux）といわれる（詳しくは拙稿「フランスにおける大学院制度（修士課程について）」『学位研究』No.8,1998 pp.88-104を参照）。

「国家認定学位」を交付できるのは、「高等教育研究国家評議会」（Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche）の具申にもとづいて国民教育大臣が認定した機関である。具体的にいえば、この機関は大学であり、大学以外の教育機関では、一部のグランド・ゼコールが学位の発行を認められているにすぎない。

なお、一部の私立高等教育機関は、国家の認可を得て国家認定学位と同価値と位置づけられた学位を授与することができるが、そうした教育機関の数は少ない。

### (2) 学位の種類と交付

フランスの大学教育は第1期課程（Premier cycle）、第2期課程（Deuxième cycle）、第3期課程（Troisième cycle）に序列化されているが、フランスの国家認定学位の代表的なものとしては、大学第1期課程の学位である「大学一般教育修了学位」（Diplôme d'Etudes Universitaires Générales）、大学第2期課程の学位で、わが国の学士号に相当する「リサンス」（Licence）、同じく第2期課程の学位で、わが国の修士号に相当する「メトリーズ」（Maîtrise）、さらに研究深化学位（Diplôme d'Etude Approfondie）、高等専門研究学位（Diplôme d'Etudes Supérieures Spécialisées）、博士号（Doctorat）などをあげることができる。

「大学一般教育修了学位」は、バカロレア（大学入学資格）取得者、あるいは大学入学適格資格証（Diplôme d'accès aux études universitaires）を取得した者が、大学において最低修業年限2年の修業を経て取得することができる（バカロレア+2年）。

「リサンス」は「大学一般教育修了学位」を取得したのち、最低1年の修業で取得できる（バカロレア+3年）。また、「メトリーズ」は「リサンス」取得後、最低1年の修業で取得できる（バカロレア+4年）。

### (3) 学位取得と「単位制度」

以下に挙げるのは、1997年4月30日付けの法令に定められている理学・工学系、人文・社会科学系「リサンス」課程および「メトリーズ」課程での教育活動である。これに基づいて、各大学が修業課程を作成し、修了した者が「リサンス」、「メトリーズ」の学位を取得することになる。

その法令によれば、理学・工学系の「リサンス」、「メトリーズ」課程で行われねばならない

教育は次の通りである。

- ①両課程とも授業時間が最低500時間以上であること。
- ②この最低時間に、実践の外国語教育をも含めた補完的授業を50時間加えることができること。
- ③必修科目に割かれるべき時間数は最低250～300時間であること。必修科目の中には演習や実験が含まれるべきこと（専門領域によって差違があるが、演習、実験の時間は30～100時間程度）。
- ④最低150時間は、専攻にかかわる科目が履修されるべきこと。
- ⑤そしてこの法令は、専攻分野ごとに上記必修300時間に含まれるべき教科を指定している。例えば、数学専攻「リサンス」課程では、微分、微分方程式、積分、フーリエ解析など6科目、および確率、力学、アルゴリズム・プログラミングなど8科目中の2科目が必修科目に指定されること。

数学専攻の「メトリーズ」課程では、実数・複素数解析、代数、幾何学・位相幾何学の3科目、および、確率、統計学、数値解析、論理学、情報理論など9科目中1科目以上が必修科目に指定されること。

人文・社会科学系の「リサンス」、 「メトリーズ」課程での教育に関しては、次のように定められている。

- ①人文・科学系11専攻の「リサンス」、 「メトリーズ」課程のうち、地域開発、心理学、認知科学を除いて最低350時間の教育が課せられ、その350時間は、最低100時間の講義と修了論文の作成のための調査・研究にあてられること。地域開発「メトリーズ」課程では、最低450時間の教育が行われ、そのうち専門分野の講義250時間と修了論文作成のための調査・研究にあてられること。

心理学および認知科学「リサンス」、 「メトリーズ」課程では、最低500時間の教育が行われ、そのうち250時間が講義に割り当てられ、残りの時間が修了論文作成のための調査・研究にあてられること。

- ②歴史学「リサンス」を例にとれば、350時間のうち200時間は古代史、中世史、近代史、現代史の4つの時代に関する教育が、最低75時間は歴史補助学ないし関連領域の教育にあてられること。

歴史学「メトリーズ」を例にとれば、最低100時間が理論、方法論に関する講義に割り当てられ、それ以外は修了論文にあてられること。

このように、フランスでは一後述する「ヨーロッパ単位移転制度」(ECTS: European Credit Transfer System/Système Européen d'Unités Capitalisables Transférables)を除けば、学習を「単位」という形で定量化・数値化し、成績認定された「単位」を「積算」することによって学位に到達するという方法は取り入れられていない。学位取得に必要な一定の時間数からなる教科が教育課程としてあらかじめ用意されており、それらの科目を履修し、学習成果が認定された教科を「加算」することで、学位取得に至る方法がとられている。

## 2 他教育機関での学習成果の認定

大学第1期課程に進学した学生は、継続して大学教育を受ける場合、当該課程を修了した大学で第2期課程に進学し、上位学位を取得することが多い。

しかしながら、他の大学、あるいは他の高等教育機関での勉学が、学位の取得要件に繰り入れられるケースがある。その例として、①転学（Transfert）にともなう行われる、他大学で履修した「科目」の認定 ②外国大学で取得した「単位」の認定 ③私立教育機関で行われた勉学成果の認定などがあげられる。これらは、総括的に「学習成果の認定」（validation des études）と呼ぶことができるであろう。

基本的に、フランスの大学教育は、高度専門職業人養成を目的とするエコールの教育とは異なり、直接職業資格を与えるものではないとする性格がいまなおつよい。つまり、大学生が、個人によって異なる多様な人生の設計、選択、動機にもとづいて、大学を変え、進路を変え、また大学に戻り得ることを認めている。この意味で、大学教育はきわめて開放的であり、学生は個人的な人生設計を大学教育に探し求めることができる。このことは暗黙のうちに、同一レベルにある勉学間での、また教科間での相互透過性を要求するものであり、それ故「他教育機関の学習認定」なる装置が存在するのである。

### (1) 転学

「転学」には大きく分けて「部分転学」（Transfert partiel）と「完全転学」（Transfert complet）の2種類がある。両者の違いは、「転入学」にともなう、学生が二つの大学で平行して学習するか否かによる。

#### (ア) 部分転学

部分転学は、学生が自分の専門性を補完するために、すでに在籍している大学以外の大学に登録して学習することを可能とする制度である。

次の例を参照されたい。A大学で生物学を専攻する学生がクローン技術の向上にともなう引き起こされた倫理上の問題について疑問をもち、生物学の勉学を継続しながら倫理学をはじめとする人文系教科も学ぼうとするが、在籍する大学にかれの希望を叶える専門教科が開講されていない。この場合、学生は人文系科目を開講している他の大学に登録することができる。これが「部分転学」である。

「部分転学」が認められるのは、在籍する大学が学生の必要とする教育を提供できない場合に限られる。そして、「部分転学」によって、学生は2大学に同時に在籍することになるが、「主たる在籍大学」は、学生が専門教科をすでに学んでいる大学、つまり、当初に登録した大学である。

なお、多数の学生がこの制度を利用することが明らかで頻繁な場合、大学間で協定を結び学生の便宜を図っている。パリ第7大学—ジュッシーの生物学学科とパリ第1大学—パンテオン・ソルボンヌの哲学科間の協定がその例である。協定締結大学間では、学生の「部分転学」希望が、転学先の大学からは拒否されることはない。

## (イ)「完全転学」

フランスの大学において行われる転学として、より頻繁に生じるのがこの「完全転学」である。

この「完全転学」には次の二つのカテゴリーがある。

### ①既学習成果の認定をとまなわない「完全転学」(Transfert complet sans validation)

このカテゴリーに属する転学は、当初登録した大学で学位を取得した学生が、同一の専攻分野の上位の学位を他大学で取得しようとする場合に該当する。例えば、経済学リサンスをA大学で取得した学生が、学位階梯においてその上位に位置する経済学メトリーズをB大学で取得しようとするさいに生じる転学である。

フランスでは、「大学一般教育修了学位」、「リサンス」、「メトリーズ」などの国家学位はフランス全土で同一の価値をもつので、それぞれの学位取得者は、その学位に認められている高等教育への就学を、それを実施するいかなる教育機関においても享受することができる。既学習の認定をとまなわない「完全転学」は、この原則にもとづいて保証されているのである。

しかしながら、転学希望大学が転学希望を拒否することがある。拒否理由としては、学生受入能力が十分でないこと、これまでに在籍していた大学を離れる勉学上の理由や動機が不十分であることなどが挙げられる。転学が両親ないし配偶者の転居といった家庭の事情、本人の仕事上の、あるいは健康上・治療上の事情にもとづく理由である場合には、認められる可能性が高い。

つまり、既学習成果の認定をとまなわない「完全転学」は、上位課程の同一専攻へ進学するさいに行われる転学のことで、学生は希望する学位を取得するために、転学先の大学の課程をを教育課程をすべて履修することが義務づけられる。

### ②既学習成果の認定をとまなう「完全転学」(Transfert complet sans validation)

このカテゴリーに属する転学は、学生が、これまでに行ってきた専攻分野とは別の専門領域の教育をあらためて受けようとする場合—例えば、職業選択との関連でオリエンテーションに誤りがあったとか、補完的に他の専門領域の勉学が必要であると判断するとか、職業生活において昇進を勝ち取るために必要があるなどの理由で—に生じる、異なる専攻分野の同一課程ないし上位課程への転学である。A大学メトリーズ課程歴史学専攻を修了した学生が、B第大学メトリーズ課程法学専攻に転学するといったケースがそれである。その場合、転学を申請する学生が、すでにA大学の課程を修了していることがごく一般的に要求される。

## (ウ) 課程中途での転学

いったんある大学の課程に登録した学生が、当該課程の勉学を修了せずに途中で他大学の同一課程同一専攻分野への転学を希望することが起こりうる。しかし、それが受け入れられることは容易ではない。

修業年限2年の大学教育第1期課程 (DEUG) での中途転学に関して、特定の特別な理由がある場合に限り認められる。パリ第1大学の第1期課程中途転学受け入れ事由として、学生の志望

変更にもなって必要とされる教育が在籍中の大学で行われていないため、学生の両親あるいは関係者が職業上の事情でパリおよびパリ近辺に転居したため、配偶者と同居するため、という三条件が認められているだけである。

リサンス課程、メトリーズ課程では、課程中途での転学は余程の理由がない限り認められない。とりわけ、メトリーズ課程の場合はそうである。なぜならば、演習での指導と修了論文の作成と、さらにそれに関わる指導教官と学生との関係とはほとんど不可分だからである。

#### (エ) 転学許可と転学にもなう既学習の認定

転学については、既学習の認定をともなわない「完全転学」転学も含めて、在籍中の大学の転出証と、転学受入先の許可が必要である。転学希望者には、取得学位証書（バカロレアを含む）、成績証明書、転学希望理由書の提出が求められる。

転学申請の審査は、転学先の教育研究単位（Unité de Formation et de Recherches）の教員スタッフが構成する教務委員会（Commission pédagogique）で審査が行われる。委員会は提出書類を審査し、転学の可否を決定する。

受け入れ大学側は、次の2点を検討することになる。第1点は、転入を希望する学生が既学習によって獲得した学力が、受け入れ大学の実施する教育に適應できるかの検討であり、第2点は、転入希望学生の動機が明確であるか否かの検討である。

この第1点を根拠として、大学第1期課程の中途転学、および異なる専攻分野の同一課程ないし上位課程への「完全転学」の場合に、学生の申請にもとづいて既学習成果の認定が行われる。希望学生が転学するまでに従事した勉学の成果が、転学先課程の学位取得要件として課される科目（大学第1期課程のそれも含めて）の一部を既に「学習し終えている」と認定され、一部の科目の履修が免除されるのである。

既学習の認定、履修免除科目の決定は、教務委員会が教育的配慮にもとづいて行うもので、一定数の科目が「自動的に」免除されるのではなく、学生の学習経歴に応じて決定される。従って、当該学生が学位取得に必要な科目を未だ学習していないと判断すれば、委員会は、下位課程の科目を学ぶことが義務づけられることになる。

きわめて例外的に課程中途での転学が認められる場合、修了論文のテーマとの関連で、学生がすでに学習した内容が転入大学の教育内容に相応しいと判断される場合には、指導教官が転入前の大学で教官が与えた評価をそのまま受け入れる可能性はある。

このように、第1期課程では、特別な事由がある場合に認められる転学にもなって、転出大学の学習成果が認定される。リサンス課程、メトリーズ課程においては、同一課程の同一専攻への転学が生じるケースは例外的であり、転学が認められるのはほとんどが異なる専攻への転学に限られる。そして、この場合には、転出大学での学習成果の認定は行われる可能性がある。

フランスにおける転学制度を概観すれば以上のようなようである。最後に、パリ第1大学ーパンテオン・ソルボンヌ法学科の第2期課程への正規入学、転入学（および編入学）許可に関する条件を示しておこう。



- 一法学系大学一般教育修了学位の所持者
- 一上記学位所持者で転入学を希望する者については、「転入学適当」との評価を得た者
- 一「優秀な成績をもって」政治学研究所 (Institut d'Etudes Politiques) の修了証を授与された者
- 一法学系以外の大学一般教育修了学位所持者、および同学位所持者と同等と認定された者で転/編入学を希望する者は、物件法と行政法の筆記試験を受験すること。
- 一政治学研究所の修了者は、民法あるいは物件法から1科目、行政法あるいは公財政法 (Finances publiques) から1科目、合計2科目の筆記試験を受けること。

## (2) 外国大学での学習成果の認定

ここでは、「ヨーロッパ単位移転制度」(ECTS)について述べることにしたい。

現在、外国大学での学習成果の認定のなかで、重要な位置を占めているのは「ヨーロッパ単位移転制度」である。この制度は、「エラスムス計画」(European Community Action Scheme for the Mobility of University Students)にもとづいた交流事業によって留学した学生が、留学先の大学で取得した学習成果の認定である。「エラスムス計画」の目的には、ヨーロッパ連合加盟国間の学生交流の拡大とともに、留学先での学習成果を学生の学位取得必要単位(科目)に組み入れることを可能とすることが含まれている。

後者の目的に対応するため、1989/1990年学期から、この「ヨーロッパ単位移転制度」がヨーロッパ連合内において機能することになり、1992/1993年学期からはヨーロッパ自由貿易連合(EFTA)加盟国もこの制度を導入することになった。

この制度は、基本的に、加盟国の高等教育機関間の相互信頼関係にもとづいており、加盟国の高等教育機関の間での提携協定の締結、「単位移転可能科目」についての情報開示、学生の負担の度合いに応じた履修科目の単位化(Use of Credit Points)から成っている。この制度を利用する学生は、留学する前に、留学希望先大学で開講されている科目の内容と「単位」などの情報をあらかじめ収集し、在籍する大学(学部ないし研究単位)のコーディネーター教官との協議の上で、履修する講義、演習と取得予定「単位」を記載した「研究計画」(Programme d'Etudes)ないし「勉学契約」(Contrat d'Etudes)を作成する。これを在籍大学と留学先大学が承認するという手続きが取られる。

留学受け入れ先大学での学習成果は、留学期間終了後に発行される成績証明書(Relève de Notes)によって確認される。そこには、講義題目、開講期間、受け入れ先大学による成績表記、ESCTに従った成績表記、単位数が記される。この成績証明書にもとづいて、留学期間の学習成果が、在籍大学の制度に置き換えられるのである。

「ヨーロッパ単位移転制度」では、1年で取得できる単位は60単位までに制限されている。また、1セメスターの上限は30単位、1トリメスターの上限は20単位となっている。1教科の単位数は、教科の時間数と学生の学習負担の多少、さらには課程修了のための主要科目であるか否かなどを勘案して設定されている。リヨン第1大学では、およそ講義時間数10時間が1単位に換算されているとのことである。

また、「ヨーロッパ単位移転制度」における成績表記はA, B, C, D, E, FX, Fの7段階になっている。Aが最良, Eが合格最低成績で, FX, Fは不合格である。A段階とE段階は合格者の10%が, B段階とD段階には25%, C段階には30%が割り振られる。

「ヨーロッパ単位移転制度」はフランスにおいても積極的に導入が図られている。しかし, この制度は, ヨーロッパ連合加盟国とヨーロッパ自由貿易連合加盟国の学生交流協定締結大学間のみ有効で, その枠内で外国大学での学習を単位互換の形で認定することを可能にするものである。先に述べたように, フランス国内では, 各大学が実施する教育の成果認定の単位化することは行われていないが, 「ヨーロッパ単位移転制度」の導入にともなって, 学習の認定の単位化が「限定的」ではあれ導入されることになったのは事実であり, 今後, フランスにおいて「単位制」が, 国内においても導入される可能性は否定できないであろう。

### (3) 私立高等教育機関, 大学付設機関, その他の教育機関での学習成果の認定

#### (ア) 私立校等教育機関での学習成果の認定

フランスの大学制度では, 国立大学に準ずると認定される私立高等教育機関(例えばカトリック系のそれ)が存在するが, そこでの学習が大学での教育と同等のものと認定され, 学位が授与される場合がある。

リヨン第2大学とリヨン・カトリック大学(Université catholique de Lyon)の例を見てみよう。

両者の間には, 協定が締結されており, リヨン・カトリック大学法・経済社会学部(Faculté de Droit et de Sciences Economiques et Sociales)はその協定にもとづいて, バカロレア取得者向けに大学第1期課程を開講している。当該第1期課程を修了した者には大学一般教育修了学位(法学系)を与えられ, リヨン第2大学法学系リサンス課程への進学, およびすべての大学の法学系リサンス課程への進学が認められる。

また, リヨン・カトリック大学人文学部(Faculté des Lettres et Sciences Humaines)の文学・文明第1期課程の修了者はリヨン第2大学との協定により, 大学一般教育修了学位(近代文学系)を授与され, リヨン第2大学第2期課程(リサンス課程)への進学が可能となる。

このように, リヨン・カトリック大学は, 二つの学部がリヨン第2大学と協定を締結し, 後者の名において交付する国家学位を授与することができる。しかしながら, これは, あくまでも個別大学と個別私立高等教育機関との間で締結される協定にもとづいて行われるのであり, 私立高等教育機関での学習は成果, 協定を結んでいる国立大学においてのみ, 国家学位が要求する知識と能力として認定される。

#### (イ) 大学付設機関, その他の教育機関での学習成果の認定

多様な形態で行われる学習を評価し, それによって高等教育(ポスト・バカロレア教育)への道を広く開放する施策については, 次節で言及することにするが, ここでは, バカロレアを取得せずとも大学への就学を可能とする学習機会を提供するいくつかの教育機関を紹介したい。それらの教育機関の実践する教育成果は, バカロレアと同等と認定されているのである。

パリ第1大学法学科はバカロレアを所持せずとも, 次の条件を満たす者に第1期課程への入学

を許可している。

- －バカロレア非取得者も進学可能な2年制高級技能者養成学校（Section de Techniciens Supérieurs）が交付する〔法学系〕高級技能者証書（Brevet de Technicien Supérieur）取得者
- －最低17歳以上を対象とする2年制の法実務家養成課程を平均10点（満点は20点）以上の成績をもって修了証書「法実務能力認定証」（Capacité en Droit）を与えられた者。なお、平均15点をえた者は第1期課程2年次への入学が認められる。
- －公証人養成学校を原則として平均点12点以上（満点は20点）の成績で修了した者
- －1977年5月8日付け通達（Circulaire no. 77-U-028 du 8 Mars 1977）に則り、委員会の提案にもとづいて大学長がバカロレアなしで大学第1期課程への就学を認めた者（看護系免許状取得者、運動療法免許状取得者、教職従事者など）。

### 3 職業経験等にもとづく学習成果の認定

#### (1) 概観

##### ① 法的根拠

フランスにおいては、個人の職業経験、社会的活動を高等教育機関での就学および学位取得に要求される知識、能力の一部として認定する制度が存在する。一般に、「職業経験等による学習認定」（validation des acquis professionnels, personnels et des études）と呼ばれるのがそれである。この制度を組織立っている規則は、1985年8月23日付け政令（Décret no. 85-906 du 23 Août 1985）、1992年7月20日付け法令（Loi no. 92-678 du 20 Juillet 1992）、1993年3月27日付け政令（Décret no. 93-538 du Mars 1993）、1993年3月27日付け省令（Arrêté du 27 Mars 1993）によって定められている。

1985年8月23日付け政令第1条は、《国民教育省所管の機関によって行われるバカロレア以後の様々な段階の教育への就学のために、勉学、職業経験、個人経験は、...[当該機関の学習として]認定され得る。》と規定している。また、第5条は、認定の対象となる事項として

- －公立あるいは私立の教育機関ないし教育組織において、その形態、期間、承認の方式の如何を問わず、志願者が受けたあらゆる教育
- －俸給の支払いを伴う活動であれ、俸給の支払いを伴わない活動であれ、実習であれ、その期間内に獲得した、職業的経験
- －あらゆる教育システムの枠外で獲得した知識、および能力

の三事項を挙げている。

このように、1985年8月23日付け政令は、様々な高等教育の機会を提供するために、勉学、職業経験および個人的経験を評価することを定めた。このことは同時に、資格あるいは学位の授与にさいして、個人的経験、職業的経験、および、あらゆる既学習に配慮することを認めていると理解される。それとともに、この政令の現実レベルの適用においては、志願者の個人的、職業的経歴と教育課程の審査にもとづき、《志願者が希望する教育との関連において、

獲得された知識、方法および技量》について総合的な評価を下すことが重要な点となる。

さらに、経験による就学認定においては、若干の教育の免除ないし再履修命令が出されることがあることを政令が認めていることに留意する必要がある。

1985年8月23日付け政令によれば、大学第1期課程終了後（大学一般教育修了学位取得後）、第2期課程に進学してリサンス学位を取得し、しかる後にメトリーズ学位を取得するという「通常」の経路を経ずして、希望する学位取得課程に入学することが可能である。例えば、大学第1期課程を免除されて、リサンス課程に就学することが可能であるし、バカロレアしか取得していない者が、リサンス課程を経ることなくメトリーズ課程で学ぶことができる。

一方、1992年7月20日付け法令、および1993年3月27日付け政令は、学位取得に課せられる知識と能力を証明するために、学位志願者の個人的職業経験、社会経験の教育的価値を認めること、そして、それにもとづいて、個人が高等教育の一つの課程に就学し、若干の教科群（modules）ないし科目（unités）を学習したものとして認定されることが可能となるよう定めている。

《職業経験は、高等教育の一つの学位を取得するために要求される知識と能力の一部を証明するために考慮される》。また、《勉学、職業経験ないし職業によって獲得せられた知識をもって、いくつかの学位ないし職業資格の交付へとつながる学習成果の認定に代えることができる》（1992年7月20日付け法 第1条）。そのさい、学位ないし資格取得に必要な教育課程がすべて学習成果として認定されるのではない。その上限は、教育課程を構成する教科から一教科を引いたもの、つまり、一教科は当該課程で修学し、その成果が認定されなくてはならない。

このように、1992年の法および1993年の政令は、志願者の個人的、職業的経歴を、学位ないし資格の交付に要求される知識および能力の一部として活用すること、すなわち、学位取得に必要な大学での学習の一部を免除することを可能にしている。

## ②適用

しかしながら、上述の二つのタイプの「既学習の認定」に関わる法規定が適用される領分は同一ではないことに留意しなくてはならない。1985年8月25日付け政令の範囲では、志願者の経歴を、学習ないし職業にかかわる経歴のみならず、志願者のすべての知的あるいは社会的活動をも審査することによって、総体的に評価することが取り上げられている。それに対して、1992年7月20日付け法令、およびその施行政令である1993年3月27日付け政令は、職業活動のみを対象としている。また、1985年の政令と、1992年の法および1993年の政令との間には基本的に相違点がある。1985年の政令は、個人的経験、職業的経験、および、あらゆる既学習を審査するだけで—大学での学習とその成果の認定なしで—、高等教育機関への就学を認めているが、1992年7月20日付け法令、および1993年3月27日付け政令は、学位取得に課せられる知識と能力を証明するために、志願者の経験を評価することを可能にしたのである。

それ故、1985年の政令と1992年および1993年の政令の適用については、若干整合性を欠くことがあったようである。例えば、二つの異なるカテゴリーに属する規定を同時に適用できるかといった問題がそれである。1994年7月26日の通達は、それらの規定が相互補完的であること

を強調し、二重適用を可能としている。例えば、職業経験にもとづく学習成果の認定を志願する者がバカロレアをすでに取得している場合、志願者の提出書類の審査の結果、まず、1985年の規定にもとづいて、「大学一般教育修了学位」の取得の免除[すなわち、リサンス課程への進学]が認められる。ついで、1993年の政令にもとづいて、リサンス課程の教育プログラムのいくつかの科目を免除されることが可能であり、結果として通常の場合よりも少ない教科の学習認定を得るだけで、リサンス学位を交付されることが可能である。

## (2) 職業経験にもとづく学位取得要件の一部免除

1992年の政令は、職業経験を学位取得に必要な知識、能力の認定の一部として扱うことを認めているが、そこで対象とされる学位は、1984年7月5日付け政令に言及されている高等教育の国家学位および国家資格で、技術短期課程修了学位から高等専門研究学位までが対象となっている。バカロレアは除外される。

また、1985年8月の政令は、職業経験等の審査をもって高等教育課程への就学を認めることを可能としているが、医学および診療補助学に関していえば、1993年3月27日付け政令第7条は、選抜試験によって就学が認められる医学、診療補助学、歯科学、薬理学教育においては職業経験、既学習の審査による就学を認めていない。従って、医学教育への就学は、大学第1期課程2年次進学時に選抜試験が行われるのであるが、医学系教育第1期課程の2年次への就学を目的とする場合には、職業経験等の評価による進学許可は適用されない。

## (3) 職業経験等にもとづく学習認定の申請資格等

1985年8月の政令は、年齢20歳以上、2年間以上勉学を中断している者に、職業経験等にもとづく学習認定を申請する資格を与えている。1992年の政令は、5年間の職業活動に従事した者に資格を与えており、この最低職業活動従事期間には、継続したものであっても、中断したものであっても、あるいは俸給を支給された職業であっても、自営業であっても対象となる。また、入門教育の学位取得に含まれる実習でなければ、実習も必要な職業従事期間に算入される。また、1992年の政令は、職業経験にもとづく学習認定の申請は、年一回、一つの学位に関して一教育機関に限り行えると定めている。

職業経験にもとづく学習認定申請書類について、1992年の政令と1993年の省令が詳しく規定している。それによれば、申請書類には、職業経験以外の経験をも含む申請者の紹介と履歴、既に取得している学位あるいは資格、これまでに受けた教育および実習、取得を希望する学位とこれまでに従事した職業、職務、役職との関連が記述されていなくてはならない。この規定に従って、各高等教育機関は申請書類の書式を決定するが、リヨン第1大学の申請書類を例にとれば、記述項目は、氏名、取得希望学位、学習認定希望教科、これまでに従事した主な職種、職種との関連における肩書き・職位・在職期間・年収（記載は任意）、主な業績、勤務する企業名・規模、所属部局の活動・規模・組織・業務系統、その中で申請者に与えられた役割・その役割遂行方法・役割遂行上の協力者、結果と問題点などにわたっている。

#### (4) 学習認定の可否の審査と決定

1985年8月23日付け政令によれば、決定は、教務委員会の提案にもとづいて、大学長によって行われる。教務委員会は学習認定の申請と関係する教育に携わる教員（enseignant-chercheur）最低2名、生涯学習担当教員1名により構成され、学外の専門家を加えることができる。学外の専門家は、かれらが教育の30%以上を担当する場合には、最低1名は委員会の構成員でなくてはならない、と定められている。

一方、1992年7月20日付け政令および1993年の政令、施行規則によれば、決定は教員と専門家からなる学習成果認定審査委員会によって行われる。審査委員会は職業的専門家を含まなくてはならないが、かれらが多数を占めてはならない。審査は提出された申請書類にもとづいて行われるが、必要とあらば、申請者を面接することができる。

これまで見たように、個人の社会的、職業経験等にもとづく学習成果の認定とそれによる学位授与は、いうまでもなく、大学の生涯学習機能の重要な一部として位置付けられるが、それとともに、フランスにおける学位授与制度の「柔軟化」の代表的な事例と見なすことができるであろう。

1996年の調査によれば、1985年の政令は多数の高等教育機関において実施され、1995年-1996年学期にはおよそ5,600件の申請を数えた。これに対して1992年の法律は少数の教育機関で実施されただけで、申請は750件にすぎなかった。全体で、70%の申請が肯定的返答を得た。この調査結果で特徴的なことは、申請のあった分野別に見ると、文学・言語系と人文社会系分野が50%を占めていること、1985年の政令に依拠する申請は大学第2期課程教育に関するものが50%を占め、1992年の政令に依拠するその50%は大学第1期課程教育に関するものであったことである。また、申請を受理された者の67%が30歳以上で、半数以上が10年以上の職業経験を有する者であり、58%が職業に従事しており、35%が失業中の者であった。そして、三分の一が勤務する企業の社員養成計画ないし個人の再教育休暇を利用している。

#### むすび

これまでの考察から、次の点を指摘して本稿のむすびとしたい。

第一点は、フランスの学位制度においては、高等教育省によって国家学位の交付を認可された個別大学ないし教育機関は、単位制ではなく「教科授業時間制」にもとづく教育とその成果を認定することで学位を交付している。しかし、これと関して言えば、教育面におけるヨーロッパ統合の反映である「ヨーロッパ単位移転制度」に対応するという状況の下で、「単位制」が導入された。もちろん、それはきわめて限定的であるにすぎないが、この制度が今後、フランスの高等教育において積極的に導入される可能性は否定できない。

第二点は転入学についてである。転入学のさい他教育機関の学習を認定することは行われるが、それはステレオタイプな手続きを経て行われるのではなく、受け入れ大学側の教育的配慮が優先されている。また、転入学にさいして他教育機関での学習をまったく認定しない機関も

ある。

第三点は、高等教育機関への就学の道が「柔軟化」「多様化」していることである。バカロレアを取得せずとも一定の資格を有する者は、でも大学教育を享受できることは、とりわけ、社会的、職業経験にもとづくバカロレア以後の高等教育への就学認可制度が導入されていることは、パリ第1大学第1期課程への進学を例に述べたとおりである。

さらに注目すべきは、生涯学習社会の進展にともなって、個人の社会的、職業的経験等にもとづいて、高等教育機関での就学—しかも「学位の階梯」を飛び越えての就学—が可能となっていること、さらにそれらの経験が学位授与に要求される知識、能力の一部と認定されていることである。学位授与制度を柔軟化する施策が実施されていることである。

転入学にせよ、「ヨーロッパ単位移転制度」にせよ、社会的、職業的経験等による学習認定にせよ、それらの制度は単位累積的というよりも、義務免除的と言えよう。つまり、ヨーロッパ単位移転制度による外国の高等教育機関での学習認定であれ、社会的、職業的経験による学習成果の認定であれ、それらの学習成果の認定を「累積して」学位を授与するという考え方は稀薄である。それらの学習成果は、学位を交付するのに課せられる学習成果の代替と理解され、現実には、学位交付に義務づけられる教科の一部を学習認定済みとして「免除」という形をとるのである。

しかしながら、そこに単位累積加算制度の内実をなす要素が含まれていることを看過してはならないであろう。「学習成果の認定」制度の目的は「学生が希望する学位を取得するにあたって、すでに獲得した学習成果の恩恵を受ける、すなわち、通常必要とされる修学期間に拘束されないですむようにする」(リヨン第2大学心理学科資料) ことにあり、他大学・教育機関での学習と職業経験を多様な形で認定し、それを卒業(学位授与)要件の一部として取り扱っているからである。

#### <主要参考資料・参考文献>

Loi no. 84-52 du 26 Janvier 1984 (Journal officiel de la Republique française, 27 Janvier 1997)。

Arrêté du 9 avril 1997 relatif au diplôme d'études universitaires générales, à la licence et à la maîtrise (Journal officiel de la République française, 15 Avril 1997)。

Arrêté du 30 avril 1997 relatif au diplôme d'études universitaires générales. .. et aux licences et maîtrise, ... (Journal officiel de la République française, 4 Mai, 1997)。

Décret no. 85-906 du 23 Août 1985

Loi no. 92-678 du 20 Juillet 1992

Décret no. 93-538 du 27 Mars 1993

Arrêté du 27 Mars 1993

Circulaire No. 19 du 26 juillet 1994

Direction de l'Evaluation et de la Prospective (Ministère de l'Education Nationale, de la Recherche et de

- la Technologie), *Reperes & References statistiques sur les enseignements et la formation.*, Edition 1998, Paris, 1999.
- Direction de l'Evaluation et de la Prospective (Ministère de l'Education Nationale, de la Recherche et de la Technologie, *L'état de l'Ecole*, no. 8, 1998, Paris.
- Université Paris1 Panthéon-Sorbonne, *Précis des diplômes de Paris I*, Paris, 1996.
- Université Claude Bernard Lyon I, *Statuts de l'Université*.
- Université Claude Bernard Lyon I, *Livret de l'Etudiant 1995-1996*.
- Université Claude Bernard Lyon I -Service des Relations Internationales, *GUIDE ECTS/ ECTS INFORMATION PACKAGE 1998-1999*, seconde et troisième cycles Science, 1998.
- Université Lumière Lyon II, *Statuts de l'Université*.
- Université Lumière Lyon II, *Annuaire des enseignements 1995/1996*.
- Université Lumière Lyon II, *Les formations à l'Université Lumière Lyon II 1997-1998*.
- Université Lumière Lyon II, *Livret d'Accueil des Etudiants 1997-1998*.
- Université Lumière Lyon II, *Statut de l'Université*.
- Université Lumière Lyon II, *Statuts des Facultés de l'Université*.
- Université Lumière Lyon II, *Guide de l'étudiant 1997-1998 Faculté de géographie, histoire, histoire de l'art, tourisme*,
- Université Catholique de Lyon, *ANNUAIRE 1998-1999*.
- Université Catholique de Lyon, *Guide des Etudes 1998-1999, Faculté de Philosophie, 1998*.
- R. PERIE et J. SIMON, *Organisation et gestion de l'Education nationale*, Paris, 1997.
- G. ROUET et S. SAVONTCHIK, *Dictionnaire pratique de l'enseignement en France, de la Maternelle au Supérieur*, Paris, 1996.
- Gilbert AZOULAY, *Que faire après un BTS/DEUG/DUT*, Paris, 1999
- Caroline CHARRON, *Que faire sans le BAC*, Paris, 1999
- Le rapport de Virville et la validation des acquis professionnels, in *FLASH FORMATION CONTINUE*, N0.434 (1996)
- Jacques PERTEK, *La reconnaissance des diplômes en Europe*, (col., *Que sais-je ?* 3419), Paris, 1999.
- 夏目達也「フランスの大学院教育」(市川昭午・喜多村和之(編)『現代の大学院教育』玉川大学出版部 1995 所収)
- 藤井佐知子「教育と選抜制度」(宮島喬他編『フランスの社会』早稲田大学出版部 1993 所収)
- 大嶋誠 「フランスにおける大学院制度 (修士課程について)」, 『学位研究』 No. 8 (1998) pp. 88-104



[ABSTRACT]

Obtaining of Academic Degrees and Various Aspects of the Recognition  
of Study in France

Makoto OHSHIMA\*

This paper treats the required conditions for obtaining academic degrees, especially licence and maîtrise, in the French universities. The paper considers general remarks on French degree system and analyses, from the point of view of the credit accumulation system, some special aspects enabling to confer the degrees, that is the recognition of study due to transfer of university, of study performed in foreign universities or in other higher educational institutions, and the academic recognition based on professional or personal experiences.

---

\* Professor, Oita University